

# 第 4 回合併協議会会議録

平成 21 年 5 月 22 日

近江八幡市・安土町合併協議会

## 第4回近江八幡市・安土町合併協議会会議録

日時 平成21年5月22日金曜日 午後6時から  
場所 安土町公民館大ホール

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 報告事項

報告第13号 「新市基本計画策定小委員会」報告について

報告第14号 「新市名称候補選定等小委員会」報告について

### 5 協議事項

協議第26号 地方税、使用料、手数料等の取扱いについて

協議第27号 産業経済関係事業の取扱いについて

協議第28号 上下水道関係事業の取扱いについて

協議第29号 教育関係事業の取扱いについて

### 6 提案事項

協議第30号 健康福祉関係事業の取扱いについて

協議第31号 各種事務事業の取扱いについて

協議第32号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第33号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第34号 選挙の取扱いについて

協議第25-1号 新市基本計画(案)について

協議第35号 新市の名称について

協議第36号 地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて

協議第37号 町名、字名の取扱いについて

### 7 副会長挨拶

### 8 その他

### 9 閉会

出席者名簿

協議会				幹事会・事務局			
役職名	氏名	所属	出欠等	役職名	氏名	職名	出欠等
会長	富士谷 英正	近江八幡市長		幹事	上山 哲夫	副市長	
副会長	津村 孝司	安土町長			山田 義和	行政管理部長	
委員	川村 裕治	近江八幡市議会			田中 栄祐	協働政策部長	
	前出 幸久	近江八幡市議会			中井 清	副町長	
	西居 勉	近江八幡市議会			豊後 孫治	総務課長	
	深尾 増男	安土町議会			堤 良彦	政策推進課長	
	田中 孝樹	安土町議会		事務局	松木 喜代司	事務局長	
	橋 博	安土町議会			江南 仁一郎	次長	
	中村 喜一	滋賀県東近江環境・総合事務所長			水 平 作	参事	
	尾賀 康裕	近江八幡市			磯谷 充晃	主幹	
	川嶋 富美子	近江八幡市			山下 千鶴	主幹	
	周防 保朗	近江八幡市			太田 明文	係員	
	中村 芳雄	近江八幡市			植村 利之	係員	
	西川 秀一	近江八幡市			中川 八代井	係員	
	森 光夫	近江八幡市			村松 秀紀	係員	
	森 泰子	近江八幡市			吉岡 俊明	係員	
	吉田 栄治	近江八幡市			工藤 博司	係員	
	井手吉 ひろみ	安土町			井上 貴稔	係員	
	岡山 かよ子	安土町			久郷 浩之	係員	
	生 島 登	安土町			川端 啓司	係員	
	高木 敏弘	安土町		龍華 由親	係員		
	丹波 道明	安土町	×	出席 × 欠席			
三橋 良一	安土町						
三村 善雄	安土町						
安田 惣左衛門	安土町						

第4回近江八幡市・安土町合併協議会 会議録目次

項目	会議事件名	頁数
	開会	1
	会長挨拶	1
	会議録署名委員の指名	2
協議事項		
協議第26号	地方税、使用料、手数料等の取扱いについて	5
協議第27号	産業経済関係事業の取扱いについて	6
協議第28号	上下水道関係事業の取扱いについて	7
協議第29号	教育関係事業の取扱いについて	8
提案事項		
協議第30号	健康福祉関係事業の取扱いについて	10
協議第31号	各種事務事業の取扱いについて	15
協議第32号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	15
協議第33号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	17
協議第34号	選挙の取扱いについて	18
報告事項		
報告第13号	「新市基本計画策定小委員会」報告について	18
提案事項		
協議第25-1号	新市基本計画(案)について	20
報告事項		
報告第14号	「新市名称候補選定等小委員会」報告について	22
提案事項		
協議第35号	新市の名称について	30
協議第36号	地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて	33
協議第37号	町名、字名の取扱いについて	35
	副会長挨拶	37
	その他	38
	閉会	38

## 議事

(開会 午後6時00分)

### (事務局)

本日は、皆様方には公私何かとお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。  
只今から、第4回近江八幡市・安土町合併協議会を開催させていただきます。

なお、私は本日の司会進行を務めさせていただきます、本合併協議会事務局の水でございます。  
よろしくお願いたします。

お手持ちの携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、あるいはマナーモードに切り替えをしていただきますようご協力をお願い申し上げます。2点目でございますが、協議会の傍聴につきましては、会場入り口等に掲示しております『傍聴要領』によりまして傍聴していただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、富士谷会長からご挨拶を申し上げます。

### (会長：富士谷市長)

皆さん、こんばんは。第4回、近江八幡市・安土町合併協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

それぞれの議会で、それぞれの住民の代表である議員さんのもとで、法定協議会というのが設立されまして、それに則って、本日、第4回目を迎えることになったわけであります。

皆様におかれましては、本日何かとご多用のところご出席を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、数次にわたりますこの法定協議会で、皆様方のご確認のもとに、設立をさせていただきました小委員会での審議に、大変なご労苦をいただいておりますことを本当に、改めて心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

それも偏に委員の皆さん方は、将来に向けて良いまちを是非つくるのだと、この一言に熱い思いが集約されていると思っておりますが、この思いで昼夜を問わず、ご労苦をおかけしましたことを、何度もございますが、感謝の敬意を表する次第でございます。

今日まで、第4回目を迎えることができましたのも合併協定にかかります、協議事項につきまして、委員の皆さま方の本当に熱い思いとご協力のもとに、今日までで終了させていただきました、約束では、次回第5回で、最終のご協議を終えていただくことになっているところでございます。

本日の第4回合併協議会では、前回提案させていただきました協議事項や、あるいは新市名称候補選定等小委員会からの最終報告をはじめ、これまで幾度となく、慎重に審議を重ねてまいりました事項についてのご提案もさせていただく予定でございます。

幾多の課題もあろうかとは存じますが、近江八幡と安土の、希望あるまちの形成と新たなまちづくりへの期待に向け、十分なるご協議を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきますと存じます。

どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

### (事務局)

どうもありがとうございました。

なお、本日の会議でございますが、安土町の丹波道明委員から所用のためにご欠席の連絡を

いただいております。また、協議会規約第10条第1項の規定により、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことを、併せてご報告申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、本日お配りをしております会議資料の報告事項及び提案事項につきましては、議事の進行上、一部順序を入れ替えてご提案させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。また、提案事項の協議第35号以降の案件につきましては、議事の進捗に応じ、順次追加提案させていただく予定でございます。

資料はその都度配布させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、会議の議長につきましては、協議会の規約に基づきまして、富士谷会長をお願いいたします。

#### **(会長：富士谷市長)**

それでは、定めによりまして、これからの議事につきましては、私が議長を務めさせていただきます。どうか、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げたいと存じます。

まず、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

近江八幡市の尾賀委員さんと、安土町の田中委員さんを指名させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、今ほど、司会者の方から申し上げましたように、本日は丹波委員さんがご欠席でございます。従いまして、その丹波委員さんの方から委任状が出されているところでございまして、その取扱いについて、皆さん方にご審議いただきたいと思います。

まず、そのことについて事務局の方から報告、説明を求めたいと存じます。

#### **(事務局)**

皆様、ご苦勞様でございます。協議会事務局の江南でございます。

只今、お話がございましたように、丹波道明委員が本日、第4回の協議会に欠席されるということで、ご連絡を頂いているところでございます。

また、先程、協議会の高木敏弘委員から、丹波委員が本日、第4回の協議会を欠席されることと併せまして、本日開催されます合併協議会に出席し、議決権を行使する一切の権限を高木委員様に委任するというに係る書面の作成をされまして、持参をいただいたところでございます。

また、高木委員からは、かかる申し出につきましては受任される意思のあることの確認をさせていただいているところでございます。

この取扱いにつきましては、議事の始まります前に、ご協議をさせていただく必要があろうかと考えておりまして、ご報告と取扱いにつきまして、お諮りをいたすものでございます。

近江八幡市・安土町合併協議会の規約によりまして、議事の採決にかかる委任条項というのがございません。

また、当協議会の会議運営規定の5条の方に「会議の議事は、全会一致をもって、進めることを原則とし、但し、議長が必要と認めた場合、出席委員の過半数をもって、議事を進めることができる」と書かれてございまして、「出席委員」との記述になっているところでございます。

一例では、ございますが公益法人等におきましては、理事会の代理出席というのは基本的には認められておりません。

これにつきましては、理事個人の資格、経験、能力といったものをもって、自らが会議の場に

出席して意思表示をすることを前提としているというふうにも言われてございます。

同様に当協議会の委員の皆様につきましては、あらゆるまちづくりの各方面のご専門の方、有識者としての立場で、ご参画をいただいているものと考えております。

従いまして、同様に自らご出席をいただき、個別事案ごとをお願いするというのが大事ではないかと考えているところでございます。加えまして、会議におけます協議と意見交換というのが主になるわけですが、これにご参加いただけない委員が、個別案件に関しまして事前に意思表示をされるということにつきましては、議決権の行使という面からみますと適切ではないというふうに判断をいたすものでございます。

また、採決の意思表示につきまして、代理を定めまして、これを委任する場合は、協議会の関係規定におきまして明文化されているということが前提であると思われまうけど、先程、申しましたようにそのような規定はございません。

従いまして、議事に参加されたいという委員のお気持ちは十分にわかるわけですが、委員の申し出に関しまして、この協議会での議事・採決の委任行為を出席委員に準じて扱うということにつきましては、あくまで事務局の考え方ではございますが、適当ではないと判断いたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### （会長：富士谷市長）

只今、事務局の方から説明を申し上げました。もう一度繰り返すことはないですが、この規定は第1回の時に、皆さん方の総意のもとに規定を作っていただきまして、いわゆる採決の時の委任状の規定というのではないというのが一ついえます。あくまでも全会一致が原則でございますので、どうしても一致しないときには、出席委員さんの過半数でもってということが事務局から言われたと思います。

もう一つは例として、委員さんはそれぞれの分野からおいでいただいているわけですから、その立場でご意見を頂戴するのが原則だということと言ったと思います。

皆さん方から、質問があったらお受けいたします。

無ければ、ご意見も頂戴します。委任状の取扱いをどのようにお考えになれるのか、是非、意思表示をしていただきたいと思ひます。

#### （委員）

一般的に、いろんな団体の総会などに出席できない場合には、委任状を提出して、今回の場合は、「協議会の決定事項に私は一任いたします」といった、一般的には委任状は解釈されますので、そういう扱いで解釈していただければと思ひます。

#### （会長：富士谷市長）

委任状の扱いを認めるという意見がありました。その他のご意見ございませんか。

ございませんね。それでは、事務局の考えとは若干違ひますが、委任状を認めるということで決定してよろしいですか？

#### （委員）

認め方の内容を詳しく教えてください。

#### （会長：富士谷市長）

それは、文面にあるように誰に何を委任するのか、ということその通りに進めさせていただきます。

きます。もう一度、委任状を読み上げてください。

**(事務局)**

それでは、委任をされました内容について、もう一度申し上げたいと思います。

「新市名称候補選定等小委員会の委員長の高木敏弘さんを、私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。平成21年5月22日に開催される第4回合併協議会に出席し、議決権を行使する一切の権限」という内容でございます。

**(会長：富士谷市長)**

ご理解いただけましたか。第4回の法定協議会で提案される案件の議決権一切を高木小委員長さんに委任されるということでございます。その通りに、取り計らいをさせていただいたら如何でしょうか、と申し上げているのですが、どうでございますでしょうか。

**(委員)**

ということは、私が2票あるということによろしいでしょうか。

**(会長：富士谷市長)**

そういうことでどうでしょうか。それは委任やから、いわゆる丹波さんの議決権は、一つは高木さんの方にもあると。だから、一つではない、高木さんと丹波委員の票を持っておられると。こういう理解をしていただくと。

**(委員)**

一般的には、そういう理解はしないですけれども、全て協議会で議論されて、結論を得たものについては、私はその結論に従います、というのが一般的な委任であって、議決権というものを特定の方に委任するというのは、民主主義のルールから言いますとおかしいと思います。

**(会長：富士谷市長)**

僕は人が良い者で、言われたら良いと思ってしまう。要は、決まった事に従うということ委任するということですか。

それでは、ご意見を求めます。その他のご意見はございませんか。

高木委員長はどのようにお考えでしょうか。

**(委員)**

丹波委員の趣旨を尊重していただきたいと思います。

**(会長：富士谷市長)**

そういうご意見もございます。丹波委員のご意見、いわゆる委任の内容は、高木小委員長さんに議決権を委任すると、だから、高木小委員長さんは2票あるということになるわけでございます。

意見が分かれました。会議は全会一致が原則でございますので、一つご意見を頂戴して、一致しなければ、賛否をとらせていただくということになりますが、どうでございますでしょうか。

それでは、事務局の案は認めるべきではないと。早い話が委任を認めるべきではないと。



そちらを賛成される方の挙手をお願いいたします。

( 14 名挙手 )

( 会長：富士谷市長 )

高木小委員長さんの方に委任されていると、だから、高木小委員長さんは2票の議決権があるという方に賛成の方は挙手を願います。

( 9 名挙手 )

( 会長：富士谷市長 )

14対9ということで、誠に申し訳ありません。事務局案を採用させて頂かざるを得ませんので、誠に申し訳ありませんが、9人の方、そういうことで、会議の規定に則って進めさせていただきたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議の協議事項の協議の順序についてですが、議事の内容および進行の関係上、まず、前回第3回の協議会で提案させていただきました、協議第26号から第29号までの審議を行い、次に、協議第30号から第34号までの提案を行いたいと思います。

そして、新市基本計画の関係について、報告第13号の「新市基本計画策定小委員会」報告及び関連します協議第25-1号「新市基本計画(案)」の提案を行い、引き続き、新市名称について、報告第14号「新市名称候補選定等小委員会」のご報告を頂き、第35号の「新市の名称について」を追加提案させていただきたいと存じます。その後、協議第36号、37号を追加提案してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、協議事項第26号から29号について、ご協議をお願いしたいと存じます。協議第26号から第29号までの4件につきましては、前回の協議会で提案させていただきました案件でございます。委員の皆様方の活発なご議論をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、最初に「協議第26号地方税、使用料、手数料等の取扱いについて」を議題といたします。事務局から再度説明を申し上げます。

( 事務局長 )

ご苦勞様でございます。それでは、「協議第26号地方税、使用料、手数料等の取扱いについて」再度提案させていただきます。お手元の前回配布させていただいております資料の55頁をご覧頂きたいと思っております。

調整方針といたしまして、

1. 個人市町民税については、現行のとおりとする。
2. 法人市町民税及び都市計画税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、現行の市町における税率による不均一課税を行うこととし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に近江八幡市の例により調整する。
3. 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、近江八幡市の

例によるものとする。

4. 軽自動車税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、近江八幡市の例によるものとする。
5. 市町たばこ税については、現行のとおりとする。
6. 入湯税については、近江八幡市の例によるものとする。
7. 納期前納報奨金については、合併時まで、近江八幡市の例により調整する。
8. 使用料、手数料等については、一体性確保の原則と負担公平性の原則により調整する。  
また、市に権限が移譲された業務の申請手数料等については、近江八幡市の例によるものとする。」

以上が地方税、使用料、手数料等の取扱いについての方針でございます。

**(会長：富士谷市長)**

それでは、只今事務局から説明がありました「協議第26号地方税、使用料、手数料等の取扱いについて」の協議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

どうぞでございますか。ございませんか。

それでは、お諮りいたします。協議第26号につきまして、原案を承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

**(会長：富士谷市長)**

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、「協議第26号地方税、使用料、手数料等の取扱いについて」は原案を承認いたしました。

続きまして、「協議第27号産業経済関係事業の取扱いについて」を議題といたします。事務局から説明を願います。

**(事務局長)**

「協議第27号産業経済関係事業の取扱いについて」再度提案させていただきます。調整方針につきましては、お手元の資料の73頁をお願いいたします。

1. 農政・農村整備関係事業については、各種計画を新市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。
2. 林業関係事業については、森林整備計画を新市において策定し、保育事業・森林病虫害等防除事業・治山事業等の林業諸施策を実施する。
3. 漁業（水産業）の振興については、これまでの経緯を踏まえ、新市において調整する。
4. 商工・観光・労政関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、新市において引き続き事業の推進に努めるものとする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**(会長：富士谷市長)**

それでは、只今事務局から説明がありました「協議第27号産業経済関係事業の取扱いについ

て」の協議を行います。ご意見、ご質問等がございましたらご発言をいただきたいと存じます。

どうでございますか。これは前回提案させていただき、目は通していただいていると思いますが。

ございませんか。それでは、無いようでありますので、お諮りいたしたいと存じます。  
協議第27号につきまして、原案を承認することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

(会長：富士谷市長)

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって「協議第27号産業経済関係事業の取扱いについて」は原案を承認いたしました。

それでは、続きまして、「協議第28号上下水道関係事業の取扱いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局長)

それでは、「協議第28号上下水道関係事業の取扱いについて」再度提案させていただきます。

1. 近江八幡市上水道事業と安土町上水道事業については、新市の上水道事業として実施する。
2. 水道料金等については、近江八幡市の例を参考に合併時までに調整し、手数料・加入金については、合併時までに調整する。
3. 公共下水道（汚水・雨水）の整備については、新市において計画的に実施する。
4. 下水道使用料等については、近江八幡市の例を参考に新市において調整する。
5. 合併浄化槽面的整備地区維持管理については合併時は現行のとおりとし、これまでの両市町の取り組み経過を踏まえ、新市において、統一に向けて段階的に調整する。
6. 農業集落排水事業及び使用料については、現行のとおりとする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(会長：富士谷市長)

只今事務局から説明がありました「協議第28号上下水道関係事業の取扱いについて」の協議を行いたいと存じます。ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

どうでございますか。料金等については、ございませんか。2番目に「近江八幡市の例を参考に、合併時までに調整する。」ということがございますので、参考にここに書いていますが、若干近江八幡市の方が安いわけですね。右の方の調整の具体的な内容の枠の中に入っています。

4人家族で、安土町の場合でしたら11,276円、八幡の場合でしたら9,807円。

この場合は、近江八幡市の水道料金の例に調整するというところがございますので、このままでいけば、安土町さんの場合は若干下がるというわけでございます。

そして、3番目は下水道の整備でございますが、近江八幡市は62%をストップするわけがございますので、現在は62%に入っている計画だけはやります。その他は面的整備、合併浄化槽の面的でやるということをおっしゃるので、こういうことを理解の上で新市において、計画

的に実施するということになるかと思います。

下水道料金も同じように近江八幡市の例を参考に、これも料金が出ていると思います。

84頁をご覧くださいければと思います。この場合も一般家庭を例として、下水道料金が現在ですと、安土町は9,167円、八幡は8,607円。約560円の差があるわけであります。

それも近江八幡市の例を参考に調整するわけでありますから、このままでいけば560円下がるということになるわけでございます。

合併浄化槽の面的整備。安土さんは、町が私有地の中に、町の所有物を埋設されているということで非常に珍しいと思います。近江八幡市の場合は、そうでなくて、私有地には私物しかないということで、補助金を全部出して、個人負担はおそらく現実にはかかっていると思いますが、そういう違いがございますから、それは両市町の取り組み経過を踏まえて、これは統一に向けて段階的に調整する。すぐにどちらかに決めるといったことではないということでございます。

農業集落排水。これは近江八幡市しかございませんので、大中町と佐波江地区しかございません。

安土町さんの場合は、農業集落排水はないように聞いておりますので、これは現行とおりということが協議第28号でございますが、ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、お諮りいたします。協議第28号につきまして、原案を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

(会長：富士谷市長)

ありがとうございました。全員賛成でございますので、「協議第28号上下水道関係事業の取扱いについて」は原案を承認いたしました。

それでは、続きまして、「協議第29号教育関係事業の取扱いについて」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局長)

「協議第29号教育関係事業の取扱いについて」再度提案させていただきます。

1. 教育行政基本方針については、合併時までに調整し、新市において策定する。
2. 義務教育施設の耐震化については、新市において計画的に実施する。
3. 幼稚園、学校施設は、現行のとおり新市に引き継ぎ、学校給食については、現行のとおり新市において実施する。
4. 通園・通学区域は、現行のとおり新市に引き継ぎ、通園・通学バス及び通学補助については新市において調整する。
5. 学校等警備については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
6. 就学援助費については、合併時までに調整する。
7. 社会教育、社会体育及び文化芸術の振興については、現行の内容を新市に引き継ぎ実施する。
8. 文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保全と活用に努める。
9. 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用が図れるよう、新市において調整する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**（会長：富士谷市長）**

只今事務局から説明がありました「協議第29号教育関係事業の取扱いについて」の協議を行います。ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

**（委員）**

90頁の学校給食の件について、お伺いさせていただきたいと思っております。今、事務局の方から現行のとおり引継いでいただくということで、現在、実施されている中学校の給食につきましては、「現行のとおり引継ぎ、新市において実施する」ということで、ご提案がございましたところでありますけれども、安土町の私としましてはありがたいかと思っておりますが、新しい市になりました時に、全域の中学校で給食が実施できるようにご検討をいただきたいなと思っております。

現在、安土町では、「食育」ということで、地元で採れたお米や野菜を使って、地産地消を推進していただいていると聞いておりますし、新市基本計画（案）の中でも「食育の推進」が言われておりますので、是非、これを新しい市になりましたら広げていただければと思っております。

**（会長：富士谷市長）**

それは小委員会で議論していただき、その方向ではないかなと理解しているのですが、いわゆる給食もここに書いてありますように、「現行のとおり実施する」で、「調整する」ではない。

安土さんは中学校の給食はそのまま、小学校はもちろん安土も近江八幡もしている。

ただ、どこが違うかというと、近江八幡の場合、各学校で調理室を持っている。そこでみんな調理する。そして、八幡の武佐小学校では、炊きたてご飯ということで、学校で炊飯器を18個か並べて、全部そこで地元のお米を炊いて、ほかほかの湯気のたっているのを子どもは食べている。それを従来どおりやりましょうということですので、安土町さんの小学校の場合は、給食センターから行くと思うのですが、八幡では各学校で調理室をもっていますので、そのとおりいきましょと。中学校の給食もそのとおり実施しましょと。八幡は給食を実施しませんけど、もともと安土さんは実施されているので、それはやりましょと。調整方針は決まっております。

**（委員）**

今の現行のままというのは、私もいいと思っておりますが、近江八幡市の方の話を聞いていると、今は不況で仕事が朝早くから遅くまで働かないといけないこととか、一人親が増えてきて、お弁当を作ってあげたくても作れないという現状ができてきているということから、安土町さんは給食が中学にあっていいねというお話もありますので、自校方式やセンター方式で給食を提供している方式が違うということは、これをみたらわかるのですが、今後検討していただく中で、中学校にも義務教育の間は給食をしていただければ、「食育」の一貫としてお願いをしたいと思っております。

**（会長：富士谷市長）**

それは検討事項としてさせていただきたい。それはかなり分かれる部分があると思っております。給食のスタートは、ご存知のとおり、戦後、食糧不足の時に栄養のバランスが欠けてはいけないということで、戦後考えたのが給食制度だと理解されている人が多いと思っております。

現実には、両親が勤めていて、弁当を作る間がないということもあると思っております。

そして、なるだけ給食があれば楽なのもわかります。

この前、逆にこういうことを言われました。「お母さん行ってくるで」と子どもが言うと、お母さんは布団の中で「気をつけていきや」となるというのですね。「これが果たして家族の絆ですか。

市長どのように思われますか。」ときついことを言われたシーンもあったのです。

このところは、給食をどのように捉えるか、それは分かれるところだと思いますから、新市において議論をしないといけない部分かなと。給食が絶対にいいという人もあるだろうし、絶対にあかんという人もあるし、ケースバイケースかなと。いわゆる、学校にお弁当を持って来られない子どもさんに学校が給食を斡旋してあげるというやり方もある。いろんなやり方があると市民から言われることもありますので、これは現行とおり、とりあえず実施をして、そして、ある程度時間をかけて、父兄の皆さん方と家族の絆とは一体何なのか、今の世の中から見ればこれはどうなのか、といろんな角度から議論をしていただかなければならない問題ではないかなと。とりあえず、給食につきましては、現行どおりでよろしいでしょうか。

それでは、ご意見もないようでございますので、お諮りをいたしたいと存じます。協議第29号につきまして、原案を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長：富士谷市長)

ありがとうございました。全員賛成であります。よって「協議第29号教育関係事業の取扱いについて」は原案を承認いたしました。

それでは、次に、提案事項に入らせていただきます。これから説明させていただきます提案事項は、次回5月31日の第5回協議会でご協議いただく案件でございます。

従いまして、本日は審議を行いませんが、議案の説明の後、特にご質問がございましたらお伺いしたいと存じますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それでは、協議第30号「健康福祉関係事業の取扱い」について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、本日お配りさせていただいております資料の4頁からをご覧くださいと思います。

「協議第30号 健康福祉関係事業の取扱い」

健康福祉関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月22日提出 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記 健康福祉関係事業の取扱いについて、別紙のとおりとする。

次の5頁をご覧くださいと思います。調整方針としましては、

1. 高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び第1号被保険者の介護保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、第5期（平成24年度から26年度）事業計画策定時に統合する。
2. 国・県が定める制度で両市町が実施している施策・事業は現行のとおり新市に引き継ぐこととし、実施形態が異なるものについては国・県の動向を踏まえ合併時までに調整する。
3. 市町が独自に実施している制度・事業については、可能な限り合併時までに調整する。
4. 保育所施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育料については合併時までに

近江八幡市の例を参考に調整する。

5. 児童福祉施策については、新市において調整することとする。ただし、少子対策事業については合併時まで調整する。
6. 生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において実施する。
7. 福祉バス、福祉自動車については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
8. 民生委員児童委員、主任児童委員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
9. 国民健康保険料（税）については、平成22年度から保険料に統一し、賦課方式及び保険料率については、国民健康保険法付則第23条の規定に基づき、現行の市町における料（税）率による不均一賦課を行うこととし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に調整する。
10. 国民健康保険運営協議会等については、合併時まで調整し、新市において新たに設置する。
11. 母子自立支援、低所得家庭対策、母子保健事業、成人保健事業、予防接種・結核予防事業、国民健康保険給付事業等については、合併時まで調整する。
12. 後期高齢者医療制度については、現行のとおりとする。
13. 保健センターについては、近江八幡市市民保健センターを拠点に保健事業を行うものとし、安土町保健センターについては、センター機能は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてトータルサポートセンター構想を視野に入れながら、総合的な活用ができる施設として調整する。
14. 近江八幡市立総合医療センター、近江八幡市立看護専門学校は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上が健康福祉関係事業の調整方針となります。

その下に具体的な内容がございますので、説明させていただきます。

1. 高齢者福祉、高齢者福祉計画につきましては、昨年度に両市町ともに見直しされ、今年度から平成23年度までの3年間は現行のとおりとしまして、第5期（平成24年度～26年度）の計画策定時に統合します。

次の6頁でございますが、生活管理指導員派遣事業は、近江八幡市は実施していませんが、安土町においては、訪問介護員が訪問され、家事援助などの相談・指導等を行ってられます。この事業につきましては、合併時まで調整します。配食サービス事業は、心身などの障害や傷病などの理由により、調理が困難な方への配食を近江八幡市では実施しており、この事業につきましては、合併時まで近江八幡市の例により調整します。生きがい活動支援通所事業は、近江八幡市は実施していませんが、安土町においては、日常動作訓練や趣味活動等のミニディサービスを提供してられます。この事業につきましては、合併時まで調整します。緊急通報システム事業につきましては、若干対象者に違いがありますので、合併時まで近江八幡市の例を参考に調整します。軽度生活援助、ホームヘルパーさんの派遣等の事業で、これにつきましても実施方法等、違いますので、合併時まで調整します。介護用品（紙おむつ等）の購入助成につきましても、対象者、あるいは年間の助成額に違いがありますので、合併時まで調整します。

次の8頁をお願いいたします。敬老祝金の関係につきましても、両市町とも実施してありますが、内容に違いがありますが、近江八幡市では白寿の方も対象としておりますことな

どから合併時まで近江八幡市の例により調整します。訪問理美容助成サービスにつきましても、両市町とも実施していますが、内容に違いがあり、合併時まで調整します。

沖島通船助成につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎます。徘徊高齢者位置情報提供サービス利用助成につきましては、対象者や利用者負担に少し違いがありますので、合併時まで調整します。2.介護保険、介護保険事業計画につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成24年度からの第5期の計画策定時に統合します。介護保険料につきましては、ご承知のとおり事業計画に基づくサービスの量によって介護保険料は決定されてきます。そのことから、事業計画の内容の違いによりまして保険料も変わってきます。保険料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成24年度からの第5期計画策定時に統合し、また、普通徴収の納期につきましては、合併時まで統合します。

10頁をお願いいたします。低所得者対策事業は、両市町ともに同様の取り組みをしていますので、現行のとおり新市に引き継ぎます。介護保険運営協議会につきましては、合併時まで調整し、新市において設置します。

11頁をお願いいたします。地域包括支援センター運営事業につきましては、組織・機能等差違がありますので、合併時まで調整し、新市において設置します。

12頁をお願いいたします。地域支援事業については、介護予防事業等の事業内容等が異なりますので、合併時まで調整します。介護保険地域密着型サービス運営委員会につきましては、合併時まで調整し、新市において設置します。

続きまして、13頁をお願いいたします。3.障がい者福祉、国・県制度関連事業、障害者自立支援給付事業につきましては、両市町とも同様ですが、近江八幡市は単独事業を行っておりますので、合併時まで近江八幡市の例を参考に調整します。地域生活支援事業につきましても、合併時まで近江八幡市の例を参考に調整します。更生医療の給付については、両市町とも同様ですから、現行のとおりとします。

次の14頁ですが、障がい児ホリデイサービス事業は、内容や実施方法が違いますので、合併時まで調整します。心身障がい者24時間対応型利用制度、在宅重度障がい者通所生活訓練援助事業につきましては、両市町とも同様の事業内容ですから、現行のとおりとします。

15頁では、市町単独事業でございますが、福祉タクシー・自動車燃料費助成事業では、身体障害者手帳1・2級所持者等を対象にタクシー券またはガソリン券の助成を近江八幡市では実施しており、この事業につきましては、合併時まで、近江八幡市の例により調整します。中継サービスとしまして、聴覚障がい者の方に災害情報などの連絡を的確に行うために、聴覚障がい者の方でファックスがないお家には、近所にファックスを置きまして、その近所の協力員を介しての連絡や携帯電話のメールを活用して連絡を行っておりまして、このサービスにつきましても、合併時まで、近江八幡市の例により調整します。トータルサポートセンター整備事業と申しますのは、障がいや児童福祉の課題であります、医療・保健・教育・就労などの各分野での連携が図れる仕組みが必要であることから、相談支援や各種サービスなど保健・子育て・福祉のトータルで、サポートできるようセンターの整備を検討しております。この取り組みを現行のとおり継続し、新市において調整をします。市民共生センターでは、高齢者の健康増進、障がい(児)者の自立支援をおこなっておりまして、現行のとおり新市に引き継ぐものでございます。

引き続きまして、16頁の4.児童福祉、児童福祉施策、「次世代育成支援対策行動計画」につきましては、両市町で今年度新たに計画の策定を進めておりますので、合併時まで両市町で計画を策定し、新市において調整します。また、「放課後児童対策」としまし



て、近江八幡市では、市単独の補助をし、安土町では、光熱水費を町で負担されているなど、取り組みに若干の違いがありますので、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。「少子対策事業」としまして、近江八幡市では、第3子以降の新生児の出産に際し、すくすく育児支援金を10万円支給しております。この制度は合併時までに、近江八幡市の例により調整します。「児童健全育成事業」としまして、近江八幡市では各中学校区に児童館を設置しております。この施設につきましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。保育所施策、「保育所の設置状況」は、お手元の表のとおりでありまして、現行のとおり新市に引き継ぎます。

17頁の「保育所保育料」につきましては、近江八幡市と安土町では違いがあります。例えば、表をご覧くださいと思いますが、近江八幡市のD2階層。定義といたしましては、所得税1万円以上4万円未満がD2の階層となりますが、安土町さんの方は、第4階層がそれにあたると思いますが、第4階層で所得税4万円未満の方が第4階層ということになります。その下の表で見いただきますと、保育料がどうなるかといいますと、D2階層の近江八幡市では3歳未満児が23,000円、第4階層の安土町は27,000円、3歳児が近江八幡市は18,900円、安土町は24,300円との開きがあります。これにつきましては、近江八幡市の例を参考に調整をさせていただきます。

18頁をお願いいたします。「給食」につきましては、近江八幡市は市内統一献立で、単独調理方式。安土町はセンター方式ですから、給食につきましては、現行のとおり、新市に引き継ぎます。「保育時間」についても、現行のとおり新市に引き継ぎます。「障がい児保育」は、同様の取り組みですので、現行のとおりとします。

19頁の「母子自立支援」は、母子家庭等に対する支援の施策でございます。母子自立支援相談や資金の貸し付けなどを行っており、このことにつきましては、合併時までに調整。また、現行のとおり新市に引き継ぎます。母子家庭子女援助年金支給事業につきましては、近江八幡市では実施していませんが、安土町では支援しておりますので、新市において調整します。5.生活保護の関係につきましては、新市で設置します福祉事務所におきまして、国又は県等が定める制度に基づいて、合併時までに近江八幡市の例を参考に調整します。

次の20頁をお願いいたします。6.社会福祉、地域福祉計画につきましては、高齢者や障がい者、児童など社会的弱者を含め、地域でより豊かな生活を送れる社会を築いていくための計画で、新市において近江八幡市の例により策定します。福祉バス・福祉自動車については、それぞれ実施していますが、内容等に違いがございます。また、近江八幡市では公用バスは運行していません。これらにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整します。民生委員児童委員活動につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎます。民生委員推せん会につきましては、合併時までに調整し、新市において設置します。

続いて、21頁の国民健康保険でございます。国民健康保険料(税)につきましては、近江八幡市は保険料で、安土町は保険税になっています。国民健康保険の負担は、本来、医療保険の保険料としての性格をもつものでありまして、県内の市で、料を用いておりますのは、近江八幡市以外に、大津市、彦根市、長浜市、東近江市で、それ以外の市は税です。県内13市ある中で、資産割を適用していないのは、近江八幡市を含めて9市ございます。そうしたことから、国民健康保険税については、合併時に保険料に統一します。賦課方式等の関係につきましては、資産割については近江八幡市では適用せず、安土町では適用されております。ほかに料率・税率が違いますので、このことにつきましては、現行

の市町における不均一の保険料（税）による不均一の賦課としまして、5年度以内に調整します。なお、現状の限度額は、両市町とも同額でございます。「賦課期日」「納期」につきましては、両市町とも同様ですので、現行のとおりとします。保険給付事業等では、保険給付の内容も同じですから、現行のとおりとします。

22頁の「出産育児一時金受領委任払制度」につきましては、出産にかかった費用の一部を市町が直接医療機関に支払う制度でありまして、両市町とも同様ですから現行のとおりとします。「出産費資金貸付制度」は、安土町で制度を設けられていますが、先の「出産育児一時金受領委任払制度」で、対応できるということから、合併時に廃止します。「人間ドック検診費助成」は、対象者の年齢が異なっていますので、合併時まで調整します。「高額療養費貸付制度」では、貸付金額が違いますので、近江八幡市の例を参考に、合併時まで調整する。国民健康保険運営協議会につきましては、合併時まで調整し、新市において設置します。

23頁の福祉医療費助成、乳幼児の関係でございますが、県補助事業は、現行のとおりとしまして、(2)市・町単独で実施しています未就学児につきましては、安土町では自己負担金を求められていますが、近江八幡市は自己負担金なしとしていますので、合併時まで、近江八幡市の例を参考に調整します。「母子家庭、父子家庭」関係では、県補助事業は、現行のとおりとしまして、(2)市・町単独事業として、近江八幡市では、県制度の対象とならなかった人を助成していますので、この事業につきましては、合併時まで、近江八幡市の例により調整します。

24頁、「重度心身障がい者(児)」、県補助事業につきましては、現行のとおりとしまして、(2)の市・町単独事業は、近江八幡市の方が対象者の範囲が広いので、合併時まで、近江八幡市の例を参考に調整します。「重度精神障がい者(児)」、県補助事業につきましては、現行のとおりとしまして、(2)の市・町単独事業は、近江八幡市では、県制度を補完するため、実施しておりますので、この事業につきましては、合併時まで、近江八幡市の例を参考に調整します。

25頁の「ひとり暮らし寡婦」、「ひとり暮らし高齢寡婦」、につきましては、県補助事業ですから、現行のとおりとします。また、「重度心身障がい老人等」の県事業は、現行のとおりとしまして、次のページの(2)市・町単独事業は、近江八幡市の方が対象者の範囲が広いので、合併時まで、近江八幡市の例を参考に調整します。「65～69歳老人」は県事業ですから、現行のとおりとします。

27頁の8.後期高齢者医療制度は、賦課方式、料率等同様ですから、現行のとおりとします。

続きまして、28頁の保険給付事業等につきましては、現行のとおりとします。また、次の「高齢者健診」は、現行のとおりとしまして、集団健診費用については、各市町において単年度契約を実施していますので、差異がありますが、新市において、新たに単年度契約を実施することから、同額となります。広域連合議会、につきましては、合併時まで調整し、新市において選出します。その他、広域連合への出向につきましては、合併時まで調整します。9.保健衛生の保健施設では、近江八幡市市民保健センターを拠点に保健事業を行うものとし、安土町保健センターについては、センター機能は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてトータルサポートセンター構想を視野に入れながら、総合的な活用ができる施設として調整します。

29頁の母子保健事業で、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、健康相談・健康教育、次の30頁、成人保健事業の健康診査、また、31頁の予防接種事業、そして32頁の

結核予防事業、 不妊治療助成金交付事業、 献血事業、 につきましては、 合併時まで  
に調整します。

33頁の病院の関係でございますが、 診療体制等では、 近江八幡市立医療センターは、  
現行のとおり新市に引き継ぎます。 11の看護専門学校につきましても、 現行のとおり新  
市に引き継ぎます。

以上が健康福祉関係事業の取扱いについての提案でございます。 よろしくお願いたします。

**(会長：富士谷市長)**

それでは、 只今事務局から説明がありました協議第30号の提案事項につきまして、 特にご質  
問がございましたらお伺いさせていただきます。 ご質問のある方、 ご発言をいただきたいと存じ  
ます。

どうぞございましょうか。 ご質問ございませんか。

それでは、 次回協議会において、 ご審議いただきたいと思っておりますので、 お目通しの方、  
よろしくお願いたします。

それでは、 次の提案事項に入らせていただきます。

協議第31号「各種事務事業の取扱いについて」

協議第32号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」

協議第33号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」

協議第34号「選挙の取扱いについて」

の4件につきまして一括して事務局より説明を願います。

**(事務局長)**

「協議第31号 各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いについて、 次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記 今後調整することとなる各種事務事業の取扱いについては、 これまでの取り組み経緯等  
を勘案しながら、 必要に応じて関係者等の意見も踏まえ、 調整を図るものとする。」

以上が、 各種事務事業の取扱いについての調整方針でございます。 この提案事項につきまし  
ては、 前回の協議会におきまして、 委員の方から、 ご提言をいただき、 協議会の場におきまして、  
提言の趣旨にご賛同をいただきました。 従いまして、 先ほど提案させていただきました、 健康福  
祉関係事業をもちまして、 各種事務事業の提案を終えましたので、 今後、 この調整方針により、  
調整するものとして、 提案させていただきましたので、 よろしくお願いたします。

続きまして、 35頁の

「協議第32号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、 次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記 1. 議会の議員については、 市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第1号の  
規定(在任特例)を適用し、 平成23年4月29日まで引き続き新市の議会の議員と  
して在任する。

2. 在任特例適用後の新市の議会の議員の定数は、24人とする。

3. 新市の議会の議員の選挙については、選挙区を設けない。」

以上、提案させていただきます。

次の36頁をお願いいたします。資料に沿いまして、議会議員の定数・在任に関する特例につきまして、若干の説明をさせていただきます。

この度の合併は新設合併ですから、近江八幡市・安土町の法人格が消滅することになり議会議員は全て失職することになります。この場合、新市設置の告示による新市の設置日から50日以内に、選挙を行うこととなりますが、合併する市町の住民の意見を合併後の行政に反映させ、均衡のとれたまちづくりを図るため、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。

その特例措置の一つとしまして、印の「定数特例」があります。これは上限定数、近江八幡市と安土町が合併しますと、直近の国勢調査では、両市町合わせた人口が80,610人で、この人口規模では30人の議員定員になりますが、定数特例の場合は、任期4年だけ30人の2倍の60人以下の定数で、議員をおけるという特例ですが、この特例は使わないということでございます。

次の印の「在任特例」につきましては、合併後2年を超えない範囲で現在の議員さんが在職していただくというものです。この在任特例は、現在在籍している議員が、今日までの地域の実情や様々な取り組みの経緯などを把握していることから、新市発足後の運営が行いやすいなどから、「在任特例」を提案させて頂くものでございます。

現在の議員数は、近江八幡市は20人、安土町は10人で、合わせて30人となります。

続いて、38頁をお願いします。「議員定数24人」の提案でございますが、資料の中ほどに「人口規模・産業形態類似団体の状況」としまして、新市と類似する市の状況を見てみますと、埼玉県本庄市は、人口82,326人で、条例での議員定数が、30人で、平成22年からは、22人。その下の茨城県石岡市は、条例での議員定数が、平成19年4月までは30人で、それ以降は、26人とされています。以上のことから、在任特例適用後の議員定数は24人という形での提案をさせていただいております。

また、「先進事例」としまして、設置選挙、定数特例、在任特例を適用しての一覧をまとめております。

こういったことを鑑みまして、先ほどのような提案をさせていただいているところでして、このことにつきましては、議員の双方の代表の方々でいろいろとご協議をいただきましたことを踏まえて提案させていただいております。従いまして、できますれば、議員さんの方から補足説明をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

## (委員)

皆さん、大変ご苦労さんでございます。議会に関することでございますが、1市1町の議会がそれぞれ協議を行い、ここに至ったという経過を若干説明させていただきます。

まず、在任特例を適用することにつきましては、限られた期間の中で合併協議がありますので、今までの経緯を把握している議員が旧市町の住民の思いを届けること、また、新市誕生後の市政をスムーズに行うようにすることが、住民にとって最良の選択であると判断し、平成23年4月29日までの1年1ヶ月余りの在任特例を適用することに決定しました。

二つ目に選挙区を設けないことについては、住民のにとっての1票の思いを重視し、不公平感が生じないことを考慮いたしました。全市を対象として、選挙を実施することにより、それよ

り選出された議員は、市政全体に対し、義務と責任を負うことになり、公平・公正に議員活動を行い、新市の合同的な発展を行えるものと考えております。

議員定数を24名としたことにつきましては、新市の人口が約8万人となり、地方自治法上30人を超えない範囲で、定数条例を定める必要がありますが、行政改革にも沿った議員定数であること、及び近隣の市や類似団体との状況を勘案し、24名とすることで1市1町の協議を終えております。

#### (会長：富士谷市長)

ありがとうございます。只今、深尾委員から補足説明をいただきました内容は、あくまで1市1町の議会でそれぞれ協議がされて、その経過を説明していただいたところでございます。

只今のところに関して、何かご質問ございましたら、お受けをいたしたいと思いますが、ございませんか。

#### (事務局長)

それでは、

「協議第33号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて  
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて  
次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

- 記 1. 新市に1つの農業委員会を設置することとし、合併の日の前日において、合併関係市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定（在任特例）を適用し、平成23年3月20日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の農業委員会の選挙による委員の在任特例適用後の定数は、新市の最初の選挙までに調整する。」

以上が提案でございます。

引き続きまして、資料に基づきまして、農業委員の定数及び任期の取扱いの考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

農業委員会の委員の定数及び任期については、新設合併の場合大きく分けまして、41頁にございます2つのパターンが考えられます。パターン 1 は、合併時に1つに統合して、50日以内に新たに選ぶ。パターン 2 は、合併時に1つに統合して、1年を超えない期間で、委員を継続する。この2つの方式で、どちらを採用するかということになりますが、後者のパターンで、提案させていただいております。従いまして、この方式は、在任特例を適用させていただくものです。

その理由としましては、本来ですと、設置選挙を行うことが望ましいけれども、市長選と重なる部分もありますし、また、様々な要因で事務が停滞することも予測されます。

そういったことから、住民生活に支障を来たすことが危惧されますことから、合併関係市町の農業委員会の選挙による委員につきましては、新市施行後1年間引き続き同じ委員さんに在任していただき、これによりまして、その期間内に住民周知をし、関係資料の統合、あるいは新市の区域の把握等が行えますし、事務の停滞も起こらないと考えております。

続きまして、42頁をお願いいたします。1年間の主な流れを記載しております。

近江八幡市におきましては、選挙による委員が17人、選任による委員が6人です。

安土町では、選挙による委員が14人、選任による委員が6人、任期は両市町とも平成23年7月19日となっています。

平成22年3月21日に合併しまして、選挙委員の31人の方はそのまま1年間残っていただきます。また、両市町の選任委員の方は22年3月20日で失職しまして、新市におきまして新たに選任することになります。そして、在任特例期間中に調整いたしまして、平成23年3月20日までに選挙を行うことになります。

農業委員の法定定数は、農地面積で決まりますので、新市では、委員の数の上限が30人ですから、条例で定める定数につきましては、在任特例期間中に調整するというようにしております。

以上でございます。

続きまして、46頁をお願いいたします。

「協議第34号 選挙の取扱いについて

選挙の取り扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月22日提出 近江八幡市・安土町合併推進協議会 会長

記 選挙の取扱いについては、別紙のとおりとする。」

調整方針といたしましては、

1. 投票所については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
2. 期日前・不在者投票所については、合併時まで調整する。
3. 開票所については、1か所とする。

以上が、調整方針でございます。

47頁には、両市町の投票所の一覧を資料として掲載しております。

以上をもちまして、選挙の取扱いについての提案とさせていただきます。

**(会長：富士谷市長)**

ありがとうございました。

只今事務局から説明がありました協議第31号から協議第34号までの4件の提案事項につきまして、特にご質問がございましたらお伺いさせていただきたいと存じます。ご発言をいただきたいと存じます。

どうございましょうか。いずれ、冒頭に申し上げましたように、次回の協議会においてご審議いただくわけございまして、ご決定もその時にさせていただくと。そういうことでございますが、ございませんか。

それでは、ないようでございますので、以上の案件につきましては、協議第31号から協議第34号までの4件につきまして、次回協議会においてご審議を頂くことといたします。

それでは、小委員会での報告事項と関連事項の提案を行いたいと思います。

まず、新市基本計画についてでございますが、報告第13号「新市基本計画策定小委員会」の報告につきまして、川村委員長から、ご報告をお願いします。

### (委員長)

新市基本計画策定小委員会、委員長の川村でございます。お手元の資料報告第13号によりまして、新市基本計画策定小委員会の報告を申し上げます。

前回の報告以後、当小委員会の開催は1回でございます。本日午後4時から当公民館視聴覚室において第6回小委員会を開催したところでございます。本日の委員会で決定しましたことは、県事前協議結果や素案、概要版に添付してありましたはがきによるアンケート方式によるご意見を踏まえ、第3回合併協議会で報告しました「新市基本計画(素案)」を修正し、本日の小委員会で「新市基本計画(案)」として提案することが承認されました。

また、今回、提案する「新市基本計画(案)」により県との協議を行います。なお、はがき等によるご意見をとりまとめましたものは、別添資料1のとおりでございます。別添資料1は、後程、事務局から説明をいたします。

今後の小委員会は、5月31日に第7回小委員会を開催することとなりました。

以上で新市基本計画策定小委員会の報告を終わります。

### (会長：富士谷市長)

ありがとうございます。それでは、事務局から別添資料にもとづいて、補足説明をお願いいたします。

### (事務局)

事務局の磯谷でございます。それでは、別添1をお開けいただきたいと思っております。簡単にご説明させていただきたいと思っております。

只今、委員長報告にございましたように、4月30日に新聞折込みで素案概要版ということで、各ご家庭に配布させていただきました。その中に、はがきによりますアンケート方式。

中身につきましては、新市のまちづくりで特に進めていく分野、それから、新市において期待することといったことで、住民の皆さんのご意見を募集したところでございます。

それで、締め切りが去る5月13日までとさせて頂いておりました。ただ、それ以後にもいくつかはがきの方を頂戴いたしましたので、本日の報告に可能な限り、間に合うようにとりまとめを行ったところでございます。それでは、1頁をご覧いただきたいと思っております。1頁のところでは、はがきの集計結果を示しております。はがきには、どこにお住まいか各市町、何歳代か、男女の性別をご記入いただき、ご氏名等については、ご記入するところは設けておりませんでしたので、その項目について単純にまとめた結果をそこに書いております。総数といたしまして272通返ってまいりました。内訳といたしましては、近江八幡に在住の方が212通、安土町に在住の方が55通、ご不明のはがきが5通ございました。性別で申し上げますと、男性の方が194通、女性が73通ございました。各年代別にみますと、そこに書いてございますように、60歳代、70歳代が多くございました。次いで、50歳代という順序になっております。

その下でございますけど、まず、1点目のご質問で新市のまちづくりにおいて、特に進めていくべき分野はどういった分野でしょうかと複数回答でいただいたところでございます。

選択肢といたしまして、の自然環境から その他までの20分野に分けてお聞きいたしましたところでございます。

その結果、一番多かったのが、その横のグラフに載っておりますように、福祉、医療といった分野が一番多くございました。次いで、生活環境でありますとか、自然環境、歴史・文化、都市計画、交通、観光といった順序になっていたところでございます。

なお、このアンケートは複数回答でございますので、回答数の合計の構成比が100%となっ

ておりませんので、その点ご了承いただきたいと思ひます。

この結果をみますと、特に日常生活に不可欠でございます福祉分野を特に進めていただきたいということが多いのかと。もう一つは自然環境でありますとか、歴史、観光といったこの地域を象徴するような分野にも多くのニーズがあったということでございます。

計画の案の中で、6つの基本目標を定めておりますが、いずれも6つの中には入ったような形であり、大きく今後新市になって進めていたかなければならない分野かと考えております。

続きまして、2頁以降でございますが、少し小さい表で恐縮でございますけれども、この2頁以降につきましては、特に新市に期待することについてのご意見をフリーに書いて頂いたところでございます。

かなり広範囲なご意見を賜ったところでございまして、ここに関しましては、新市の基本計画でありますとか、新市の施策について建設的なご意見を頂いたものを新市の基本計画の分野にわけて整理いたしましたところでございます。可能な限り、寄せられた主なご意見は、そのままの原文を使わせていただいております。そして、また大括りで括っておりますので、内容が似通ったご意見等につきましては、記載をいたしておりません。また、安土町で実施されました基本計画（素案）の説明会でのご意見もこの中に含んでおります。

環境から行政改革まで長いですが、お読みいただければと思ひますけれども、中にも特徴的な多くの方々を書いてらっしゃったなと思ひましたのは、新市における日常生活の交通対策に関するご意見が多かったかなと思っております。具体的には3頁でございますけど、現在、近江八幡市で実証実験されています市民バスの路線拡大でありますとか、観光と結びつけた充実等のご意見が多くございました。こういったご意見を踏まえまして、今後、さらに検討されるのではないかなと思っておりますし、新市の計画でもそういったことについては、検討していくということに記載したところでございます。

また、4頁でございますけど、福祉につきましても現在のそれぞれのサービスの良い面を引き継いで欲しいといったことなどのご意見もありました。先程、福祉の調整方針が示されましたけど、そういった形になりまして、新市になればより広域的な視点でのサービスが可能になるのではないかなと思っております。

そして、7頁以降で行政経営に関連するご意見もございました。特に合併による効率的な行財政運営といった観点のご意見でございます。また、市民の行政サービスを低下しないで欲しいと。中には無駄使いをなくすようにと厳しいご意見もあったところでございます。こういったご意見は、今後の効率的な行財政運営を行っていくということで、大きな課題になるであろうと思っておりますので、そういうことも踏まえて、新市で対応していくのかなと思っております。

なお、これらのご意見につきましては、個人にお返しすることはできませんので、お礼の意味を込めまして、これらをホームページで公表させていただきます。

以上で小委員会の補足説明とさせていただきます。

#### （会長：富士谷市長）

それでは、冒頭川村委員長さんからご報告がございました。併せまして、事務局の方から具体の説明もあったわけでございます。併せまして、新市の基本計画、協議第25-1号につきまして、ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

それでは、もう一度、新市基本計画の案を事務局より提案していただきたいと思ひます。



(事務局)

引き続き、よろしくお願いいたします。本日、お配りの資料の48頁をご覧いただきたいと存じます。

それでは次に、「協議第25-1号新市基本計画(案)について」ご説明させていただきます。

「新市基本計画(案)について、次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記 新市基本計画(案)については、別紙のとおりとする。」

新市基本計画の冊子の方をご覧いただきたいと思います。今回、提案する案でございますけど、前回提案いたしました素案に県との事前協議結果等を踏まえて修正したのになります。県との事前協議につきましては、合併新法第6条におきまして、計画の策定にあたっては、都道府県知事との協議をしなければならず、これに基づき、事前に協議をしたものでございます。なお、今回の案によりまして、来週にも正式に県知事との協議を行いまして、次回の協議会で県との最終の協議結果をご報告といった段取りでございます。

まず、県協議の中で事前に指摘、ご意見を頂戴いただきましたところで、今回の案の段階で修正いたしました大きな箇所について、説明させていただきたいと思います。

まず、20頁をお開きいただきたいと思います。県の方からは全体的には、この計画について、大きな方針についてはこれでご賛同を得たと考えておりますけど、細々としたところで何点かご指摘を頂いております。20頁の「環境保全の推進」の中で、方針の中では、緑豊かな自然の保全と書いてございましたけども、近江八幡、安土町の中にも森林というものもあると。そういった点は触れられないかといったご意見でございましたので、素案の段階では、農業のところにごさいました「森林整備計画」というのは、主な事業メニューの1番最初の「地域温暖化防止推進計画」の後ろに付けさせていただきました。それともう一つは、下から2つ目の「森林の持つ多面的機能の維持等の森林整備の推進」の文言は、県のご指導により加えさせていただいたところでございます。

続きましては、25頁をお開きいただきたいと思います。基本目標の「安全・安心な生活基盤を維持構築し、次世代への礎を築きます」の中で、県から交通安全対策ということが弱いというご指摘をいただきましたので、その「交通安全対策の推進」というのを追加させていただきました。それで、現状につきましても交通安全対策の対策に取り組みということ、方針についても啓発活動を中心として、交通安全意識の高揚を図るといったことを加えさせていただくのと同時に、事業メニューの中でもそういった点を加えさせていただきました。これは、現在、取り組んでおります事業を継続して実施していくと。そういう形で記入したところでございます。

それから30頁をお開きいただきたいと思います。30頁の「人権文化の創造」という中で、男女共同参画については、特出しして欲しいというご意見がございましたので、方針の「また、」という2段落目に記載させていただきました。

それから33頁をお開きいただきたいと思います。33頁ののところでございますが、前回の素案につきましては、農業集落環境の保全・向上という形で文章を整理させていただきました。これは、環境に配慮した農業を進めていくことと、農業の基盤を図っていくという2方向からの事業でございますけど、これにつきましては、「農業集落」という言葉は、「農業農村」という言葉で県・国の事業でも使われているということで、そういう表現と、今、申し上げました環境と保全ということをもう少し明確に書いて欲しいということで、現状と方針の一部を修正させていただいたところでございます。

以上が大きな修正でございまして、あと文言、前半部分の表、グラフの注釈等を入れるように

といったご意見は、その都度修正させていただいております。その他、大きな修正はございません。

あと簡単ではございますけど、再度、計画の中身について説明させていただきたいと思います。

まず、目次を開けていただきたいと思います。章立てといたしましては、まず、はじめに合併の必要性でありますとか、新市の概況、データ絡みのものを書いておりまして、その2番目に計画策定の方針ということで、第1回目の協議の中でご確認いただきました計画の趣旨でありますとか、計画の構成でありますとか、計画の期間、いわゆる10年間といったことを書かせてもらっております。そして、3番目、9頁以降がまちづくりの基本方針ということで、ここは将来への理念とか将来像、そして新市への期待すること、そして6つの分野の基本目標ということで書かせてもらっております。そして16頁以降がそれぞれ6つの基本目標の基に、それぞれを現状と課題と主な取り組みメニューという形で、それぞれの切り口から現状の取り組みを踏まえた形で記載をさせていただいているところでございます。そして42頁の5番目でこの地域におけます県事業の推進について書かせていただきまして、43頁以降で公共的施設の配置計画。ここで安土町役場については、総合的な機能を有する施設ということでまとめております。そして44頁で、合併年次を含む、それに続く10年間の財政推計を載せた財政計画を載せたという形でございまして、前回、説明をさせていただいたとおりでございます。

なお、少し補足でございますけども、財政計画につきましては、44頁以降でございますが、この財政計画でございますけど、44頁と45頁にそれぞれ歳入・歳出の前提条件という形で、それぞれの項目でこういう条件で推計しましたという前提条件を書かせてもらっております。この前提条件を基に、推計を行いまして、46頁の財政推計を作ったものでございます。当然、今後のそれぞれの事業の実施方法でございますとか、事業にまつわる財源の構成でありますとか、そして今後変わります社会情勢でありますとか、そういったことから、これは現在の推計でございますので、そういった一定の変動は想定されます。現在、把握できる範囲での推計。この前提条件を基にシミュレーションしたとご理解をいただきたいと思います。

今後、週明けにも県知事との正式な協議をさせていただきまして、次回の協議会までに県知事との協議を終わらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

(会長：富士谷市長)

ご苦労さんでございました。

それでは、只今事務局から説明がありました協議第25-1号新市基本計画(案)につきまして、ご質問がございましたらお伺いさせていただきたいと存じます。ご質問はございませんか。

ボリュームがございますので、これは当初から問題提起させていただいた内容でございます。それでは、この基本計画(案)によりまして、滋賀県との最終協議をさせていただきまして、その結果につきまして、次回の協議会でご報告いたしたいと思っております。一つよろしくご理解をお願いいたしたいと存じます。

それでは、報告第14号といたしまして、「新市名称候補選定等小委員会」の報告につきまして、高木委員長から、ご報告をお願いいたします。

(委員長)

新市名称候補選定等小委員会の委員長の高木でございます。報告を申し上げます。

当小委員会は、前回の委員会報告以降、5月8日の第3回近江八幡市・安土町合併協議会終了後に第3回小委員会を、また5月15日に第4回小委員会をそれぞれ近江八幡市役所会議室において開催し、新市名称候補の選定を行いましたので、その結果について次のとおり報告いたします。

#### 「1. 新市名称候補について

当小委員会では、新市名称の選定にあたり、新たなまちづくりの視点を始めとして、歴史・文化等の視点や、将来における広域的な地域づくりを考えた場合の観点、自治体としての知名度、合併に係る諸情勢をも含めた上で、それぞれ市町のまちづくりに関わる委員としての立場から、多様な角度で新市名称の選定について活発な議論をいたしました。

その結果、次の2案が新市名称の候補として選定されました。

(1)「近江八幡市(おうみはちまんし)」

(2)「近江八幡安土市(おうみはちまんあづちし)」

上記2案について、委員会としての統一候補を選定すべく、熟慮を重ねましたが、残念ながら委員会としての統一候補を選定するに至らず、2案を候補とすることを報告いたします。

まとめられなかったことをお詫び申し上げます。

また、一定のプライオリティを示すため、小委員会全員で意向確認を行った結果につきましては、近江八幡市4票、近江八幡安土市3票、そして白票1票でありました。いずれも委員会の総意に至っておらず、両案を候補といたしました。かかる取扱いにつきましては、協議会の場で、ご判断をいただきたくお願い申し上げます。

なお、都合4回の協議を通し、私ども小委員会の委員は、それぞれの立場で、委員としての使命感のもと委員会に付託された職責を全うすべく、お互いの市や町の将来を真摯に見つめつつ、許される時間の限り、ぎりぎりまで協議に臨んだ結果であることを申し添えたいと思っております。

#### 2. 新市名称に関連する事項(町名・字名の取扱い)

新市名称の選定が只今述べましたとおりでありますので、関連する町名、字名の取扱いについても、委員会として結論を出すに至りませんでしたので、併せてご報告申し上げます。

#### 3. 新市名称候補の選定理由

(1) 新市名称の候補選定にあたっての考え方

新市名称の選定にあたりましては、地域の特徴を表した広域的な可能性をもった名称であること、歴史・文化にちなみ、地理的にイメージしやすく親しみやすいことに加え、新市の名称は、住民の日常生活や企業活動に密着したものであり、その活動に多大の影響を及ぼすものであることから、将来における新市のあり方をも示唆することを念頭に、検討を加えました。

また、近年多数の合併新市が誕生し、真新しい新市名称が氾濫する中、新市の位置や本来の姿が見えにくくなっている現状が数多く見受けられますことから、違和感なく受け入れられ、かつ対外的な混乱を招くことなく円滑に新市を周知できることをも併せて考慮しつつ協議を行いました。

(2)「近江八幡市」の選定理由

1) 歴史的考察

安土と八幡の歴史的なつながりは、安土城が廃城後にその旧の安土城下町の大半が秀次の八幡山城下に移され、また八幡城廃城後は商業都市として近世から近代、今日に至るまで繁栄を続けております。

現在の近江八幡市の誕生の際、新市名称の選定理由とされたのは、当時国鉄近江八幡駅名を始め、税務署、郵便局、電報電話局、信用金庫等の官公署がすでにこの近江八幡という名称を使用し、また近江商人の発祥の地として古くより全国に馴染まれていたことなど、新市発足以前から既知の名称とされていたものであるということが記されております。

#### 2) 合併関係市町の特徴を生かした町名の考察

現在の市町名「近江八幡市」、「安土町」は、双方ともに歴史的な経緯を持ち、全国的にも知名度が高く、長期にわたり各住民が愛着を感じてきた名称であります。この双方を活かした名称とするため、既存の「近江八幡市」にそれぞれ安土町を冠した町名を併せることで、双方の良さを活かした名称の形成を図ることができ、面積・人口・行財政規模等に沿った扱いとなります。

#### 3) 自治体としての「認知度」からの考察

東洋経済新報社の「全都市・住みよさランキング」では、全国784市の中で、「近江八幡市」が第48位に位置づけられ、また日経BPガバメントテクノロジーの「e都市ランキング」では、全国1,481の市区町村の中で第148位に位置づけられております。加えて、日本経済新聞社の「行政サービス調査」では、全国783市の中で第52位と、大都市圏と肩を並べております。このように、現在の自治体としての全国に通ずる認知度、知名度がどの程度であり、その名称を変更することについての様々なデメリットも考慮しなければならないということでございます。

#### 4) 観光面の考察

近江商人、八幡商人の故郷としての近江八幡は、豊臣秀次が城下町を開き、八幡山城を築き、水路陸路の整備による画期的なまちづくりを行い、進取の気象に富んだ商人文化は全国各地にその名を馳せ、日本の近代商業の基礎をつくった商法や理念は今もなお生き続けております。また、地域再生の象徴ともいえる「八幡堀」は、「水の里百選」(H8年認定・国土庁)「甦る水百選」(H12年認定・建設省)「遊歩百選」(H14年・読売新聞社)などに選定され、近年では、新聞社における読者アンケート等によると「訪れたい伝統的建造物群保存地区」で、倉敷に次いで2番目と、観光面では数々の評価を得ております。

近年、地域の認知度、情報の発信度、観光地としての各メディアの注目度合いなどが地域の評価における重要な要素となっておりますが、観光地としての近江八幡は、行政と観光物産協会等との様々な戦略による情報発信を通して、県内はもとより首都圏においても観光地として認知されているところでもあります。今後は、合併による豊富な観光資源の活用と相乗効果により、安土町の良さを一層引き出せるものと考えられます。これら全国的な注目度合いを活かし、両市町のこれまで培ってきた良さをさらに全国に展開していくことが必要であるということでございます。

### (3) 「近江八幡安土市」の選定理由

#### 1) 歴史的・文化的考察

「安土」及び「近江八幡」という名称につきましては、いうまでもなく、ともに歴史、伝統等を含む地域の本質を正確に反映しており、とりわけ「安土」はその知名度も国内のみならず海外にも通用するものであり、それ自体がかけがえのない地域の財産ということができると考えております。現在の安土町と近江八幡市の地域は、歴史的にも社会的にも一体であ

るといえることから、双方を組み合わせた名称とすることが新市名称に相応しい、最良であると判断しております。

歴史的経過を踏まえると、安土は古代から近世に至るまで、日本の歴史をリードし続けてきた希有な土地であり、中でも織田信長が中世の秩序を破壊し、近世の新しい社会秩序、すなわち政治、経済、文化、軍事、宗教等の礎を築き、自らの政治理念である天下布武を実現するために選んだ地が「安土」であります。

安土という地名は、信長が当地に来る以前より存在し、その地名を“平安楽土”に通じるとして信長ですら改名することなくそのまま存続させた地名、それが安土であります。

また、「安土」という地名は、日本の歴史の時代区分に名を残す5つのまちの一つであります。すなわち、京都、奈良、鎌倉、江戸、すなわち東京、そして安土の5つの一つであります。さらに宣教師を通じてヨーロッパ世界に日本で始めて紹介された歴史都市でありまして、まさに「安土」という地名は国民的財産であり、ナショナルブランドであると考えております。この「安土」と、近世以降現代に至るまでその存在を確たるものとしてきた「近江八幡」が新市名称として合体することにより、古代から現代に至るまでの日本の第一級の歴史と文化遺産が全て揃うことになり、このような地は全国的に見ても、京都を除いて数は少ないと考えております。

## 2) 合併関係市町の特徴を生かした市名の考察

「近江八幡」という地名は歴史的には比較的新しい名称であるが、「近江」と「八幡」を分離するという事は、長くこの地域に暮らす人々には理解が得にくいものと考えております。すなわち「近江八幡」と「八幡」は、単に他と区別する、例えば「近江の八幡」、「郡上にある八幡」と、他と区別する名称としての「近江八幡」ではなく、旧の八幡地区と、前の合併の時にそれ以外の旧町村を統合する全体的な名称として不可分であるとの認識により、「近江八幡」という名前を分離することなく、「安土」の名前より先にもってくることによりまして、「安土」の名称を入れた新市名称の中では最も近江八幡市民の理解を得られるのではないかという思いで選定したものであります。「近江八幡安土市」とすることは、両市町の特徴をありのまま新市に引き継ぐこととなり、市名の安定感、品格等からも、有力な候補であると判断いたしております。また、「琵琶湖八景、春色 安土・八幡の水郷」として、西の湖を中心とした両市町を一体とした地域性を表す呼称としては、すでに各地に認知されているところでもあります。

## 3) まちづくりからの考察

今後のまちづくりや、将来の世代にどのように遺産を引き継ぐかという観点から考えた場合、まさに全国に1つしかない「安土」という地名を併せることで、両市町の名称が発展的に価値を高め、何より今回の合併は新設合併、すなわち対等合併であるということを両市町民が実感することができ、市の始まりを象徴する意味でも望ましいと考えております。また、未来を託す子どもたちにも、新市名の成り立ちをともに誇りをもって語ることができると考えております。

## 4) 観光面の考察

皆さんご存知のように、「安土」の名称につきましては、先の歴史的考察と同様であります。今や「安土」をはずして大河ドラマは語れないほど全国レベルで認知されております。この安土の名を新市名称に入れることにより、国内外に向け情報発信の強化が図れるとともに、さらなる観光産業などの地域の活性化が図れるものと期待され、今後の新市の発展にはこの名前が不可欠なことと考えております。信長でさえも変えることのなかった地名「安土」を新市名称に残し、「安土」という名前の歴史的価値を評価する全国の数多くの方々を落胆さ

せることなく、将来に過言を残すことのないように合併協議会の各委員の適切なご判断を切にお願いいたします。

以上、報告します。

平成21年5月22日  
近江八幡市・安土町合併協議会  
会長 富士谷英正 様  
新市名称候補選定等小委員会  
委員長 高木敏弘

**(会長：富士谷市長)**

ありがとうございました。只今、高木委員長さんからご報告がございましたとおり、新市名称の候補について2案が示されましたが、残念ながら最終候補決定までには至らなかったようでございます。この新市名称の選定に関しましては、委員長報告のとおり、委員の皆様は、本当に真摯にご議論いただきましたこと、この場をお借りしまして、心よりお礼を申し上げたいと存じます。本当に委員の皆さん方、ありがとうございました。

それでは、只今のご報告に関しまして、ご質問がございましたら、お受けをいたしたいと存じます。ご発言をいただきたいと存じます。

どうぞございましょうか。只今の委員長報告につきまして、ご質問はございませんか。

ないようでございますので、それでは、新市の名称の提案、並びに決定の方法等につきまして、お諮りをいたしたいと存じます。

近江八幡市・安土町合併協議会規約第10条第3項及び第20条の規定では、「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項及び協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める」ことができることとなっております。従いまして、協議会への新市名称の提案方法と、ご承認いただく方法等、またこれ以降の議事運営につきましてご協議いただくため、調整会議を開催することとして、構成委員の選任につきましてはご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**(会長：富士谷市長)**

ありがとうございます。それでは、会長であります私と、副会長の津村安土町長、市町議会代表委員の川村委員、前出委員、西居委員、深尾委員、田中委員、橋委員の8名で、直ちに調整会議を開催し、取扱いを協議いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**(会長：富士谷市長)**

ありがとうございます。それでは、只今から別室で調整会議を開催いたしますので、関係委員はご移動をお願いします。その他の委員の皆さん方は暫時、休憩とさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

(協議・休憩)

(会長：富士谷市長)

大変長らくお待たせいたしました。それでは、再開をさせていただきます。

只今、協議会のご承認を頂戴しましたので、調整会議を開催いたしましたところでございます。その調整会議で決定していただきました事項を、まず報告させていただきたいと存じます。

「議第35号「新市名称」は、小委員会票決順序に基づき、「近江八幡市」として追加提案する。すなわち、小委員会の票決は、4、3、1というご報告がございました。その順序に基づきまして、まず、「近江八幡市」として追加提案し、委員の皆さん方のご意見を賜ることとしたところでございます。

なお、「近江八幡市・安土町合併協議会会議運営規程第5条」では、「協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前に提案し、説明を行うものとする。」とされておりまして、本来であれば、新市名称については、次回、第5回の協議会でご承認をいただくべきところでございますが、新市名称が決定されなければ、これに関連する町名・字名の取扱い等に関連します協議事項の提案を致すことができません。協議会のスケジュールの関係もございまして、いたずらに決定を長引かすことも好ましいことではなく、調整会議におきましても、その点は意見の一致をみたところでございます。従いまして、協議会のご了解が得られるのであれば、本日の会議で即日承認・決定を得たいと思います。

そして、表決方法は直接記名投票によるものとし、賛否を 印の記入により行うこととします。表決決定は、白票、判別がつかないもの、無記名であるもの、他事が記載されているものを無効票とし、残る有効投票数の過半数により決し、可否同数の場合は議長の裁定により決定といたします。本来、協議会の採決は全会一致が原則ではありますが、小委員会でもご意見が分かれている状況でもございます。協議会会議運営規程第5条の会議の進行の規定では、議長が必要と認めた場合は、出席委員の過半数をもって議事を進め、可否同数のときは、議長の判断により議事を進めることができるとされておりまして、これに沿った扱いとさせていただきます。

また、開票は、合併協議会の幹事会幹事長であります近江八幡市の上山副市長、同副幹事長の安土町の中井副町長、及び近江八幡市の中江教育長、安土町の木野教育長を立会人とし、開票結果報告は幹事長に行っていただきます。

新市名称議案をご承認いただけましたならば、次の協議事項であります、議第36号及び第37号を追加提案することといたしたいと存じます。」

以上の議事運営方法等につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

どうぞございましょうか。分からないところがございましたら、おっしゃってください。

**（委員）**

議決方法でございますけど、記名投票して、今の話だと「近江八幡市」というのが先に出されると。それに関して、「近江八幡市」でよいという人は、駄目な人は×、どちらでもない人は白票と。その白票を有効投票から除くのですか？

白票も有効投票に入れるのですね。例えば、 が過半数を超えた場合は即可決と。越えない場合は次ということで。白票も入れての過半数ということですね。

**（事務局）**

今の投票方式につきまして、もう一度補足をさせていただきます。今回の票決方法につきましては、直接記名投票ということで、賛成か反対かのいずれかに 印をしていただくという標記のみでございます。決定につきましては、白票、それから判別がつかないもの、委員名が無記名であるもの、その他事項が記載されているものにつきましては、無効票という扱いとなりますので、残る有効投票の過半数により決するということですので、よろしく願いいたします。

**（会長：富士谷市長）**

私の理解が不十分でございましたことをお詫び申し上げます。

今、事務局が言いましたのは、無効票、すなわち、白票、判別がつかないもの、無記名であるもの、あるいは、他事が記載されているもの、これは全て無効票として、残る有効投票数の過半数によって決めていくと。こういうことを今、事務局から言いました。誠に申し訳ございませんでした。

**（委員）**

白票は無効ではないとの認識だと私は思うのですが、そのへんはどうでしょうか。と言いますのも、今日言って、今日結論は出ない。白票も有効な投票だと私は認識します。

**（会長：富士谷市長）**

委員さんの言われることは、白票を有効にしろということですよ。そうすると、 ×、白票ということになりますと、白票は少なくとも ではないですね。×でもないですね。これは、どういうふうに判断するのでしょうか。

**（委員）**

白票も一つの意思表示だと思います。

**（会長：富士谷市長）**

どういう意思表示でしょうか。どちらでもいいということですか。

**（委員）**

それだけ重いものだと思っています。

**（会長：富士谷市長）**

何が重いのですか。



(委員)

名前を決めるということが大変重い。熟慮した上の白票というのも一つの意思表示に是非、加えていただきたい。

(会長：富士谷市長)

それは、投票されることは誰も否定されないわけですから、それを有効に入れるかどうかですね。それを有効に入れるということは、か×どちらかになるわけですから、それをはっきりしていただかないことには。思いであればこそ、はっきりしていただきたいと。それをはっきりされないものは、票決に参加されていないという判断で事務局は言っているのですが、どうでしょうか。

(委員)

これは、私の意見でございますので、皆さんに聞いていただきたいと思います。

(会長：富士谷市長)

事務局案は、白票は無効ということができました。そして、委員は白票も有効、カウントすべきだと。選管がいらっしゃったらよく分かるんですけど。皆さんのご意見を聞いてくれということですので、どうぞ。

意見ございませんか。

それでは、賛否でもとりましょうか。

それでは、賛否をとらせていただいてよろしいですか。それでは、事務局の案からいきます。白票は無効にするという提案であります。その方に賛成される方は挙手を願います。

(13名挙手)

(会長：富士谷市長)

それでは、念のために白票を有効にするという方は挙手をどうぞ。

(10名挙手)

(会長：富士谷市長)

13対10ですか。とうことで無効ということを決めさせていただきたいと存じます。その他、ご意見、ご質問ございませんか。

それでは、今事務局の方が申し上げたことを含めて、私も言いましたことを承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

(会長：富士谷市長)

それでは、新市名称の追加提案に入らせていただきます。事務局は追加提案資料の配布を願います。

どうでしょうか。皆さんのお手元に全部届いたでしょうか。

それでは、協議第35号「新市の名称」について、事務局より提案及び説明をお願いします。

### (事務局)

それでは、只今お配りいたしました「新市の名称」につきまして、先にご説明を申し上げます。

「協議第35号 新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併推進協議会 会長

記 新市の名称は「近江八幡市」とする。」

以上でございます。

なお、お手元に配布させていただきました提案資料をご覧いただきたいと思います。

「資料2頁に、近江八幡市、安土町のそれぞれの成り立ちと、名称の由来を整理させていただいております。資料にございますように、現在の近江八幡市は町村合併促進法によりまして、昭和29年3月31日に、県下で4番目の市として誕生し、現在に至っております。また、安土町は、昭和29年4月1日に旧安土村と旧老蘇村が合併し、安土町が誕生しております。

名称の由来につきましては、それぞれ記述のとおりでありますので、ご一読ください。

次に、資料3頁の方に、新設合併にかかります事例をいくつかあげさせていただいております。阿蘇市につきましては、平成17年2月でございますが、阿蘇町、一宮町、波野町が合併いたしました人口3万人の市でございますが、新市名称は、関係町の意見集約のうえ、阿蘇市と決定されております。篠山市は、篠山町、西紀(にしき)町、丹南町、今田町が合併いたしました人口47,000人の市でございます。新市名称は関係する町長の話し合いを元に決定されております。たつの市は、平成17年10月でございますが、龍野市、他3町の合併により、人口83,000人の新市となり、公募案を元に小委員会で協議され、最終は協議会で決定されております。

新市名称にかかる先進事例は様々でございますが、近年の合併例では、地域の歴史や文化、地理的条件、定着度や知名度を重視した選定とされる例が多くなっております。また、新設合併にかかります先進例の内、構成市の名称を新市名称としている例をいくつか掲載させていただいております。

次に、4頁でございますが、新市名称候補の選定理由につきましては、小委員会の意見を踏まえまして、次のとおりとさせていただきます。

### 新市名称候補の選定理由について

#### 1. 新市名称候補

近江八幡市(おうみはちまんし)

#### 2. 候補選定の理由

##### (1) 新市の名称の条件

新市の名称は、住民の日常生活や企業活動をはじめ、各方面に多大な影響を与えるもので

あり、また将来における新市のあり方をも示すものであることから、地域の特徴を表した広域的な可能性と、歴史・文化にちなみ、地理的なイメージや住民にとっての親しみやすさに加え、円滑に新市を周知できることが必要である。

## (2)「近江八幡市」の選定理由

「近江八幡市」の名称は、現在の近江八幡市の誕生の際、すでに国鉄近江八幡駅名を始め、税務署、郵便局、電報電話局、信用金庫等の官公署がこの名称を使用し、また近江商人の発祥の地として古くより全国に馴染まれていたことなど、新市発足以前から既知の名称とされていたものである。

東洋経済新報社の「全都市・住みよさランキング」などに代表される多くの自治体評価指標においても、近江八幡市は大都市圏と肩を並べ、全国に通ずる認知度、知名度がある。また、近江商人、八幡商人の故郷として、その進取の気象に富んだ商人文化は全国各地にその名を馳せ、日本の近代商業の礎をつくった商法や理念は今もなお生き続けている。地域再生の象徴ともいえる「八幡堀」に代表される観光地としての近江八幡は、様々な戦略による情報発信を通して、県内はもとより首都圏においても観光地として認知されているところでもある。近江八幡市を新市名称とすることにより、合併による豊富な観光資源の活用と相乗効果により、安土町の良さをも一層引き出せるものと考えられ、これら全国的な注目度合いを活かし、両市町のこれまで培ってきた故郷の誇りをさらに全国に展開していくことが期待される。」

以上ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## (会長：富士谷市長)

只今、事務局から提案がありました新市名称に関しまして、特にご質問ございましたら、お受けをいたしたいと思っております。ご発言をお願いいたしますと存じます。

どうぞごめいしょうか。別段ないようございませうが、それでは、再度、票決方法につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

## (事務局)

失礼いたします。それでは、票決方法につきまして、再度ご説明申し上げます。

これまでの挙手による採決に代えまして、投票は直接記名投票によるものとし、議長を除く出席委員全員に投票をお願いいたします。投票用紙には、新市名称を「近江八幡市」とすることについて賛成、または反対の該当欄に 印を記入いただきます。また、記名投票といたしますので委員名も併せてご記入ください。

票決決定は、白票、判別がつかないもの、委員名が無記名であるもの、他事が記載されているものを無効票とし、残る有効投票数の過半数により決することといたします。なお、正確を期すため、記名投票といたしますが、投票者名は原則非公開とし、票数のみ公表いたします。可否同数の場合は議長の裁定により決定といたします。

それでは、投票用紙をお配りいたします。また、記載台を準備いたしましたので、順次ご記入いただき、投票箱への投票をお願いいたします。

## (会長：富士谷市長)

皆さん、ご質問ありませんね。それでは、今、投票用紙が配布されておりますので、そちらの方でご記入いただきまして、投票箱への投票をお願いいたします。

それでは、議会のように点呼するのですか。

#### (事務局)

順番をお願いしたいと思います。もうしばらくお待ちください。

それでは、投票用紙の方は皆さん行き渡りましたでしょうか。

それでは、只今から投票につきまして、よろしくをお願いしたいと思います。記載台は、3名お書きいただけますので、津村町長様から3名様ずつ順次お願いをいたしたいと思います。

投票箱の確認をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、津村町長様よりよろしくをお願いいたします。

#### (会長：富士谷市長)

それでは、開票結果の公表をお願いいたします。

#### (上山副市長)

失礼いたします。協議会の幹事会幹事長の上山でございます。

議第35号「新市の名称」を「近江八幡市」とすることにつきまして、委員の皆様にご投票をいただいた結果をご報告させていただきます。

投票総数23票、賛成14票、反対8票、無効1票、無効の内訳でございますが、白票でございました。

以上のとおり有効投票22票のうち、賛成票が過半数を超えていましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

#### (会長：富士谷市長)

ありがとうございました。

只今、協議35号「新市の名称」につきましては、投票結果をもう一度申し上げますと、総投票数23票のうち、「近江八幡市とする」という提案について、賛成14票、反対8票、白票1票ということで、有効投票22票のうち14票ということで、過半数で「近江八幡市とする」提案に決まったわけでございます。

従いまして、ご承認いただいたものと認めたいと思います。ひとつよろしくをお願いいたします。

それでは、委員の皆さん方のご賛同、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、無事に新市名称の決定をいただいたところでございますが、一言、議長としまして、本当にこれまで、親しんでこられた町名が変わるということにつきましては、安土町民の皆さん方のご心痛をお察し申し上げますと、如何ばかりかという感がいたします。現在の安土町の名前は、「近江八幡市安土町何々」のように残るよう、今後の追加提案にも予定されているところでございます。従いまして、これからともに新近江八幡市の仲間として、手を取り合い、そして、将来に向けて一体的なまちづくりに取り組んで参らせていただきたい、この心境でございます。

この合併をして良かったと誰もが実感していただけるまちづくりを実現するために、目に見えるよう、例えば、ユニバーサルデザイン、たいへんよく言われる言葉であります、誰でもどな

たでもが、住むことができるまちを。例えば、JR安土駅等の早期改修に是非とも取り組んで参りたい。こんな思いでございますので、どうぞ皆さん方のさらなるご理解とお力添えをお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、無事に新市名称の決定をいただいたところでございますので、関連します追加提案事項に移らせていただきたいと思います。

協議第36号「地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱い」及び、協議事項第37号「町名、字名の取扱い」についてを追加提案いたします。この2件は次回にご審議いただく案件となります。従いまして、本日は質問がございましたら、お受けいたします。

それでは、事務局は関係資料の配布を願ひます。

それでは、協議第36号「地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱い」及び、協議事項第37号「町名、字名の取扱い」について、以上2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

### (事務局)

失礼いたします。それでは、協議第36号「地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱い」並びに、協議事項第37号「町名、字名の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、協議36号につきましてでございます。

「協議第36号 地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて

地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月22日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記

1. 市町村の合併の特例等に関する法律(以下「合併新法」という。)第23条の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。

なお、同法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項については、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

2. 地方自治法第202条の4の規定に基づく地域自治区、合併新法第22条の規定に基づく地域審議会及び同法第27条の規定に基づく合併特例区については、設置しない。」

以上が、調整方針でありまして、資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

資料の2頁をご覧いただきたいと思います。

「地域審議会、地域自治区及び合併特例区等につきましては、合併特例法及び地方自治法の規定により、旧市町村の区域ごとに、地域自治組織として「地域審議会」、「地域自治区」、「合併特例区」のいずれかを設置することができます。これは、合併前には、一体的に施策が実施されてきたものの、合併により行政区域が拡大して、地域住民の意見が新市の施策に届きにくくなるのではないかと、という懸念に対応しようとする制度でございます。

提案資料の2頁の中に記載がございますけど、中でも地域自治区設置の基本的な考え方としまして、地域のまちづくり活動やコミュニティ活動は、ますます高まる中で、近江八幡市においては、「学区まちづくり協議会」を中心とします制度を創設し、協働によるまちづくりとして、地域活動の一層の活性化に向けた取り組みが進められております。一方安土町にお

きましては、これまでの学区を単位として具体的に進めようとする取り組みにつきましては、これからという状況であるとお聞きしております。

今後、新市として新しいまちづくりを進め、一体感を醸成していくためには、新市の全域に「学区まちづくり協議会」を設置し、双方のまちづくりの調和を図る必要があります、そのためには、安土町の区域におきましても、先行します近江八幡市の取り組みとの調整を図りながら、住民と行政の協働のまちづくり活動の促進が求められるところでございます。

このようなことから、安土町の区域において、地域住民の意見を反映するための「地域協議会」組織と地域自治区の事務所を安土総合支所におきまして、地域の実情に精通した区長を置くことにより、住民と行政の連携によるまちづくりや新市の施策の円滑な推進を図るため、地域自治区を設けるものがございます。

3頁には、地域自治区の設置にかかります主な内容を掲載しております。1点目の地域自治区の名称につきましては、安土町でございます。設置期間は、合併の日から平成26年3月31日までの約4年間でございます。

2点目の事務所の位置は、合併前の安土町役場で、名称は、安土町地域自治区事務所でございます。3点目の区長の任期は2年。4点目の地域協議会は、10人以内の委員で、任期は2年。新市の市長は地域協議会に、新市の基本計画の変更や執行状況などの意見を求めることとなります。

次の4頁から5頁にかけまして、「地域自治区と地域自治区の区長の設置に関する協議書（案）」を、別紙として付けさせていただいております。先ほどの地域自治区の内容を条文化したものとなりますが、

第1条では、協議により定める事項を定めるとしてあります。

第2条では、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。

第3条は、地域自治区の名称を、安土町とする。

第4条は、自治区の設置期間は、合併の日から平成26年3月31日までとする。

第5条は、事務所の位置、名称及び所管区域

第6条は、区長の設置と任期

第7条は、区長の権限として、区長は、区域内の公共的団体と緊密な連携を図り、事務を処理する。

第8条は、地域協議会の設置と構成員

第9条は、協議会の会長・副会長

第10条は、地域協議会の権限

第11条は、会議

第12条は、協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

第13条は、この協議書に定めるものの他、組織・運営事項は別に定める。

としております。

この協議書は、廃置分合に関連します市町の議会でも審議がなされます。

次の6頁は、地域自治区のイメージを図でお示しをいたしましたものです。

次の7頁につきましては、制度の一覧をまとめたものとなります。一番左側の「地域審議会」については事務所の設置が制度化されていないことがございます。二番目の地方自治法第202条の4の規定に基づく一般制度としての「地域自治区」につきましては、合併の特例措置がございません。右端の「合併特例区」については、独立した法人格を有するため、新市としての一体感を醸成に支障が生じる恐れがあること等から、合併にかかる取扱いとしては選択しないことといたします。」

以上でございます。

なお、先ほど、冒頭の調整方針の中でご説明を申し上げましたが、条文の読み違いがあったようでございますので、朗読させていただきます。

「地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて」の調整方針 2 . でございますが、「地方自治法第 202 条の 4 の規定に基づく地域自治区、合併新法第 22 条の規定に基づく地域審議会及び同法第 27 条の規定に基づく」、ここに「27 条」とございますが、「26 条」の誤りでございますので、訂正をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

それでは、続きまして、協議第 37 号につきまして、ご説明申し上げます。

「協議第 37 号 町名 字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 22 日 近江八幡市・安土町合併協議会 会長

記

- 1 . 近江八幡市における「町」及び「丁目」、安土町における「大字」の区域は、現行のとおりとする。
- 2 . 近江八幡市の区域における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
- 3 . 安土町の区域の住居表示について、「大字名」は、原則として「大字」を削除し、市町村の合併の特例等に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 25 条の規定により、現行の大字名の前に地域自治区の名称「安土町」を冠する。
- 4 . 安土町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、字名の前に「安土町」を付する。
- 5 . 近江八幡市大中町・慈恩寺町上・中・元と、安土町大字大中・慈恩寺については、区分できるよう合併時まで調整するものとする。」

以上が、町名、字名の取扱いについての調整方針でありまして、お手元の資料 2 頁には、町名、字名の例 1 から例 3 まで、あげておりますが、例 3 につきましては、合併前の安土町の区域におきまして地域自治区を設置した場合の例をあげておりまして、今回の協議で、先ほど提案させていただきました協議事項等が決定いたしますと、地域自治区名が「安土町」と決まります。そういたしますと、近江八幡市の後に、地域自治区名の「安土町」というのが参りまして、その後に、字名と番地が続くという形になります。

従いまして、合併前では、蒲生郡安土町大字小中 番地は、合併後は、近江八幡市安土町小中 番地という形になります。

なお、4 年間の地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、字名の前に「安土町」を付しますことから、4 年後も住居表示は変わらないということになります。

なお、3 頁に現在の町名、大字名の一覧を、4 頁に関連する法令をまとめさせていただいております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

(会長：富士谷市長)

ありがとうございました。

只今事務局から説明がありました協議第36号、協議第37号の2件の提案事項につきまして、特にご質問がございましたらお伺いさせていただきたいと存じます。ご質問はございますか。

**(委員)**

36号の合併特例区のことですが、資料1に合併特例区は合併の場合のみ設置可能と表に載っているが、今回は合併特例区については、独立した法人格とするため、新市としての一体感の醸成に支障が生じる恐れがあることから選択しないと書いておりますが、資料1には、それも妨げないように書いているのに、今回につきましては、それを選択しない理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

**(事務局)**

今回、地域自治区等の関係につきまして、ご提案させていただきました制度につきましては、この7頁に4つの制度があるわけでございます。先ほど、ご説明申し上げましたように、一番左側の地域審議会というのと、中ほどにございます地域自治区、それから右側にあるのが合併特例区といった形で大きく3つに分けられるものでございます。この中の地域自治区の地方自治法に基づくものにつきましては、今の合併新法以外に従前から地方自治法で認められておるものでございます。

今回、地域審議会等の検討にあたりましては、近江八幡市並びに安土町の事務レベルの中でも、かなり協議をさせていただき、どのような形が適当であるかということで、検討を進めさせていただいたところでございます。それから、この合併に伴いますこういった制度の活用につきましては、合併旧法の先例、あるいは新法以降の合併の先例等を調査いたしましたところ、この合併特例区につきましては、あまり活用の例がないといったこともございました。それともう一つは、新市になりまして一体感の醸成ということも課題でございますので、そういったところも加味いたしまして、1市1町の合併ということに関して考えますならば、どの制度が一番適当かということも併せて考えたところでございます。

ご承知のとおり、この合併につきましては、1市数町という形でかなり広いエリアで合併をなさっているところもございます。そういったところにつきましては、エリアも大きくなりますし、それぞれの地域の歴史の歩み等があるわけでございます。そういったことを加味して、どの制度が一番適当かということを検討なさってきたところでございます。

今回、1市1町の合併ということで、そもそも地理的にも一体感のある地域でもございますし、なるべく早く新市として、コミュニティのあり方も統一をしていきたい。尚且つ、その中で、今日まで安土町さんが取り組んでこられましたまちづくりも大事にしていきたい。その二つをかね合わせた場合に、今回の合併特例法に基づきます地域自治区の制度が適当ではなからうかと。それともう一つは、地域自治区の事務所の関係もございます。従前からの会議におきまして、現在の安土町役場につきましては、総合支所ということ、様々な機能を今後検討させていただくということもご協議をいただいたところでございます。

これらとかね合わせまして、この地域自治区を設けることによりまして、その中に地域協議会という組織ができるわけでございますので、この中でまちづくりの考え方なり、今後の思いというのも行政の方に反映させていただけるのではないかということで、今回、この制度を適用させていただいたということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

**(会長：富士谷市長)**

どうですか、委員、ご理解いただけましたか。



**(委員)**

結構です。

**(会長：富士谷市長)**

これは、冒頭申し上げましたように、次回にご審議、ご協議をいただくわけですので、それでは、特段ございませんか。

**(委員)**

廃置分合がされた以上は、区域がひとつになってしまいます。そうしますと、近江八幡も安土もないわけです。そうなりますと、「長田、浅小井、西庄」は、「近江八幡市安土町長田、近江八幡市安土町浅小井」という希望がでたら、どういうふうに考えられるのですか。

**(事務局)**

今回、地域自治区ということでご提案させていただきました。地域自治区というのは、ご説明させていただきましたように、旧の安土町区域を地域自治区ということで選定させていただきましたので、この地域自治区制度の範囲を近江八幡市の隣接する町も含めるということはできません。旧の市町単位での地域自治区が設けられていますので、従いまして、今現在ではこの協議の中では、その地域も含めて「安土町」という町名を冠することはできないということで理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

**(会長：富士谷市長)**

ご理解いただけました。その他ございませんか。

それでは、特にご質問もないようでございますので、大変長時間にわたって申し訳ございませんでしたが、以上をもちまして本日の議事のすべての協議を終了いたしたいと存じます。本当に長時間にわたり、慎重かつ詳細にご審議を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

それでは、閉会にあたりまして、副会長の津村安土町長からご挨拶をいただきます。

**(副会長：津村町長)**

それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん方にあたりましては、本当にお忙しい中を近江八幡市・安土町合併協議会にご出席を賜りまして、本当にありがとうございました。

6時から始まりまして、ほぼ3時間20分を経過しております。長時間にわたる精力的かつ建設的な協議を行っていただきまして、本当にありがとうございました。

提案されました事項の全てにわたりまして、慎重なる審議をいただきまして、かつ適切なる決定をいただきました。心から感謝を申し上げます。

さて、本協議会でご審議された内容、一つ一つが重要なものばかりでございますが、その中でもとりわけ新市の名称についてご確認をいただきました。慎重なご審議の結果、新市の名称は「近江八幡市」となりました。ご承知のとおり、両市町の住民の皆さんは、それぞれの町名、市名にそれぞれに大きな愛着と誇りをもっておられます。新市の名称につきましては、2つのまちが1つになるわけでございます。かならず、一つの名称を定めなければなりません。これは正に苦悩の極みとしか申し上げられない、大変難しい問題でございますが、避けては通れない大きな問題でもございます。小委員会の中でも委員の皆様方によって、それぞれの立場から熱い議論が幾度

も幾度も繰り広げられました。高木委員長をはじめ、委員の皆様方には、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。本当にご苦勞様でございました。ありがとうございました。

さて、これまでの合併協議を振り返りますと、新市におけるまちづくりの基礎となります「新市基本計画」につきましては、委員の皆様方の大変なご尽力、また、近江八幡市のご理解も賜りまして、この地域の将来の飛躍に欠かせない、また合併によって実現可能となる重要な施策がしっかりと盛り込まれることとなりました。川村委員長をはじめ、委員の皆様方のご尽力に心から感謝を申し上げます。

住民に身近なサービスにつきましても、これまで両市町が行ってきました特色ある取り組みを活かす方向で、調整をされております。従いまして、合併による住民の皆様方へのマイナス面での影響は最小とすることができると考えております。

これらに加えまして、本日、これまでの合併協議の内容を確かのものとする仕組みとして、現在の安土町の区域に地域自治区を設けることが提案されました。これによりまして、合併後の住所表示に「安土町」の地名を残すことや、あるいは一般的によく言われております、合併により周辺地域が寂れないかという心配にもしっかりとした対応ができることと、このように思っております。

これまでご協議いただきました内容を総合的に考えますと、今回の合併は両市町の住民にとりまして、非常に有益なものになると確信をしております。この合併は是非とも実現させなければならぬ、このような思いを強くしているところでございます。委員の皆様方、また近江八幡市、安土町の住民の皆様方もこの思いを同じくしていただき、新市の一体的なまちづくりに深いご理解を賜りたいと、このように思っております。

さて、次は第5回目の協議会ということで、本合併協議会、いよいよ大詰めになります。引き続き、委員皆様方のお力添え、関係各位のご協力をお願い申し上げます、閉会の挨拶をさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

#### **(事務局)**

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の開催につきましてご連絡を申し上げます。次回、第5回目の協議会は、5月31日(日)午後6時から開催させていただきます。なお、会場につきましては、協議会終了後、引き続き合併調印式を行いますので、当初予定しておりました、近江八幡市文化会館小ホールに変えて、協議会・調印式ともに、JR近江八幡駅前のホテルニューオウミで開催させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第4回近江八幡市・安土町合併協議会を終了させていただきます。

なお、傍聴の方におかれましては、お帰りの際に案内の者に傍聴証をお返しいただきますようお願い申し上げます。誠にご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(閉会 午後9時30分)

近江八幡市・安土町合併協議会会議運営規程第7条の規定により、上記会議録が議事と相違ないことを認め署名する。

近江八幡市・安土町合併協議会委員

尾賀康裕

委員

田中孝樹